

別表第7（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）関係手数料

区分	手数料
<p>1 法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から第6項までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から第4項まで及び第6項において「適合性判定」という。）（以下この項において「計画の適合性判定」という。）</p>	
<p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この項から第5項までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。）</p>	<p>a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が300平方メー</p> <p>224,000円</p>

を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	トル未満のもの	
	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合		(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準 (以下この表において「モデル建物法基準」という。) を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円

<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>	
<p>2 法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。）</p>		
<p>ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>		
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	<p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項及び第4項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの</p>	<p>224,000円</p>
	<p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>276,000円</p>
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分</p>	<p>a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積</p>	<p>23,000円</p>

を有する場合 (ウ)の場合 を除く。)	の合計が300平方メートル未満のもの	
	b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合		(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ)の場合 を除く。)	a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
	b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合 を除く。)	a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
	b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等		(ア)及び(イ)に規定する

部分を有する場合		区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の（ア）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
3 法第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この項において「計画の適合性判定」という。）		
ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 （（ウ）の場合を除く。）	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 （（ウ）の場合を除く。）	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合		(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の（ア）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

イ 計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合		(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
4 法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)		
ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
	b 非住宅部分の計画の変	276,000円

		更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
	b	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合			(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合			
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
	b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合	a	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円

を除く。)	b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合		(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更 (以下この項において「軽微な変更」という。) に該当していることを証する書面の交付 (以下この項において「書面の交付」という。)		
ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 ((ウ) の場合を除く。)	a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分 (床面積の増加に係る部分を除く。) の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計 (以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。) が3	224,000円

	00平方メートル未満のもの	
	b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
	b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合		(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)	a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
	b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(イ) 当該建築	a 工場等部分の軽微な変	19,000円

<p>物が工場等部分 を有する場合 (ウ)の場合 を除く。)</p>	<p>更に係る部分の床面積 の合計が300平方メ ートル未満のもの</p> <p>b 工場等部分の軽微な変 更に係る部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以上のもの</p>	<p>26,000円</p>
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等 部分を有する場合</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する 区分に応じ、それぞれ当該手 数料を合算した額 (その額が 当該建築物の非住宅部分及び 工場等部分の床面積の合計を 全て非住宅部分とみなした場 合の (ア) に規定する区分に 応じた手数料の額を超える ときは、当該額)</p>	
<p>6 法第12条第1項又は第13条第2項の規 定に基づく計画の適合性判定を受けた建築物 (法第25条第1項若しくは第35条第8項 (法第36条第2項において準用する場合を 含む。)又は都市の低炭素化の促進に関する法 律第10条第9項若しくは第54条第8項の 規定により適合性判定通知書の交付を受けた ものとみなされる場合を含む。)の建築基準法 第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同 法第18条第16項に規定する通知に対する 完了検査</p>		
<p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの</p>	<p>10,000円</p>	
<p>イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方 メートル以上のもの</p>	<p>16,000円</p>	
<p>7 法第34条第1項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画 (以下この項から第 9項までにおいて「計画」という。)の認定 (以 下この項及び第9項において「計画の認定」と</p>		

<p>いう。)</p>	
<p>ア 申請建築物（法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。）について計画の認定を受ける場合</p>	
<p>(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項、次項及び第10項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項及び第10項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項、次項及び第10項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項、次項及び第10項において同じ。）である場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅の部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはc又はdに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはa又はb及びc又はdに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
<p>a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（以下この表において「誘</p>	<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 224,000円（非住宅誘導基準適合証（法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をい</p>

<p>導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合</p>		<p>う。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)</p>
<p>b 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この表において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合</p>	<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)</p>
	<p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)</p>
<p>c 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合</p>	<p>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)</p>
		<p>67,000円(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(第10項において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)</p>

	(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
	(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項、次項及び第10項において同じ。）の場合		
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
イ 他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同		
当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、ア		

	じ。)に係る事項を計画に記載する場合	の(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額
8	法第36条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。)	
	ア 計画に記載されている建築物について変更する場合(ウの場合を除く。)	当該変更する建築物一棟ごとに、アの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
	(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはc又はdに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあつてはa又はb及びc又はdに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
	a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等	(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の224,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)

基準を用いて評価を行う場合	1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	
	(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
	(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
c 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
	(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
	(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積	56,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合

	の合計が300平方メートル以上のもの	にあつては、20,000円)
(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合		
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
	(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
	(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。)		当該追加する建築物一棟ごとに、第7項のアの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額
ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額
9 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査		計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて別表第3及び雲南市建築基準法施行細則第6条第1項の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物

		の数に応じて同表及び同項の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて別表第3の2の規定により算出した額)
10 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この項において「認定」という。）		
ア 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあつては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては（ウ）、（エ）又は（オ）に規定する手数料の額、複合建築物にあつては（ア）又は（イ）及び（ウ）、（エ）又は（オ）に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）
	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、16,000円）
(イ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）

建物法基準を用いて評価を行う場合	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、16,000円）
(ウ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項において「性能基準」という。）を用いて評価を行う場合	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅基準適合証等（登録住宅性能評価機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(エ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(オ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準（以下この項において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
イ 認定を受けようとする建築物が一戸建て		

の住宅で性能基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
エ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）